

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年6月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500004号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500008号

## 第1 結論

平成22年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年1月から同年6月まで

私は平成21年12月にA社を退職したので、平成22年1月にB市役所で国民健康保険の加入手続をしたと思う。その際、国民年金の加入手続も行い、請求期間の国民年金保険料は妻が納付書により納付してくれたと思う。しかしながら、請求期間の保険料納付記録がないので、調査の上、納付済の記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成22年1月にB市役所で国民健康保険の加入手続をした際、国民年金の加入手続も行ったと思う旨陳述している。

しかしながら、B市は、請求者が請求期間(平成22年1月から同年6月まで)において国民健康保険に加入していない旨回答している上、同市が管理する請求者の国民年金に係る資格記録によると、当該期間は国民年金の未加入期間である。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は請求期間直前の平成21年12月31日であり、同社が加入する健康保険組合は、請求者は請求期間において当該健康保険組合の任意継続被保険者であった旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間については納付書が発行されないため、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の妻は、請求期間の国民年金保険料について、自身の保険料と請求者の保険料を一緒に納付したと思う旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者の妻も、平成22年1月から同年6月までは国民年金の未加入期間となっており、当該期間の保険料納付記録はない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当た

らない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。